

資料 2

朱太川水系流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「朱太川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、朱太川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にあたる者をもって構成する。また、別表2にある機関をオブザーバーに置く。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関の代理による対応を認める。
- 3 協議会を進めていくにあたり、その他の朱太川流域内関係機関等についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に上げる事項を実施する。

- 一 朱太川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、対応した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室 治水課に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附則)

本規約は、令和3年 3月22日から施行する。

別表1 朱太川水系流域治水協議会 構成員

関係機関	構成員
後志総合振興局	局長
黒松内町	町長
寿都町	町長

別表2 朱太川水系流域治水協議会 オブザーバー

機関名
小樽開発建設部 工務課